

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

事業者の所在地・名称・代表者・法人番号・会社指定番号を記入してください。誤読を避けるため、フリガナを記入してください。

提出日を記入してください。
提出された月から納期の特例の適用がなくなります。
(例) 10/15提出の場合、10月分から通常納期限になります。

XX年10月15日

足立区、税条例第34条の4の規定により、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届出します。

所在地 (住所)	〒000-0000 A県B市C町D 9-8-7 ○×△ビル500号室													
(フリガナ) 名称 (氏名)	(アダチショウテン) 株式会社 アダチ商店													
(フリガナ) 代表者名	(アダチク イチロウ) 足立区 一郎						電話番号			03-0000-0000				
法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	担当者 (連絡先) 03-XXXX-0000 (氏名) 経理 太郎
特別徴収義務者 指定番号	975123456													
理由	※該当する番号に○を付けてください。 1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他 (理由: 納期の特例を受ける必要がなくなったため)													
関与税理士 署名	(アダチク タロウ) 足立区 太郎									(連絡先) 03-0000-0000				

【注意事項】

- 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることとなります。
※ 給与の支払いを受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
- この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくこととなります。

〔例〕 この届出書を提出した日が3月の場合の納期限

◎12～2月分 ⇒ 4月10日まで ◎3月分 ⇒ 4月10日まで ◎4～5月分 ⇒ 翌月10日まで

【提出先】

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所区民部課税課